

別表第1 特定施設

1 大気汚染に係る施設

中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ右欄に該当するものとする。

(1) ばい煙

1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積(JIS B 8201及び B 8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定したもの)が5平方メートル以上であるか、又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり10トン以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(15の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)転炉及び平炉(15の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに15の項及び25の項から27の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.25平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の焼却能力が1時間当たり100キログラム以上であること
9	石油ガス洗浄装置に付属するいおう回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3キログラム以上であること
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(27の項に掲げるものを除く。)	
12	乾燥炉(15の項及び24の項に掲げるものを除く。)	
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が500キロボルトアンペア以上であること
14	廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり30キログラム以上であること
15	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.25トン以上であるか、火格子面積が0.25平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であること
16	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.05立方メートル以上であること
17	塩素化エチレン製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること
18	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	

19	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1.5リットル以上であること
20	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、17の項、18の項及び19の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり25キログラム以上であること
21	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が15キロアンペア以上であること
22	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり40キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること
23	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が5平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が0.5キロワット以上であること
24	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり40キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること
25	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること
26	鉛蓄電池の製造の用に供にする溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が10キロボルトアンペア以上であること
27	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.05立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が10キロボルトアンペア以上であること
28	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり50キログラム以上であること
29	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり10トン以上であること
30	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること
31	ディーゼル機関	
32	ガス機関	
33	ガソリン機関	

(2) 粉じん

1	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり25トン以上であること
2	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石のたい積場	面積が300平方メートル以上であること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が37.5センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.015立方メートル以上であること
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること

6	パッチャープラント(レディミクストコンクリートの製造の用に供するものに限る。)及びセメントサイロ	
7	製綿機(古綿の再生の用に供するものを含む。)	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること
8	石綿を含有する製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるものの。(湿式のもの及び密閉式のを除く。) イ 解綿用機械 ロ 混合機 ハ 紡織用機械 ニ 切断機 ホ 研磨機 ヘ 切削用機械 ト 破砕機及び摩砕機 チ プレス(剪断加工用のものに限る。) リ 穿孔機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること

(3) ダイオキシン類

1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上又は溶解炉にあつては容量が1トン以上であること
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.3平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり30キログラム以上であること

2 水質汚濁に係る施設

次に掲げる施設とする。(公共用水域に排水する工場に限る。)

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 杭水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
19	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
20	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
21	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
22	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
23	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
24	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
25	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
26	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
27	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬剤浸透施設
28	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
29	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
30	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
31	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
32	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
33	31の項及び32の項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
34	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
35	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
36	発酵工業(5の項、10の項及び13の項に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
37	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
38	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

39	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
40	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
41	有機ゴム薬品製造業の用に供するものであつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
42	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
43	37の項から42の項に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、57の項に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2—エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 レ カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち硫酸濃縮施設
44	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
44 の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
45	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
46	脂肪酸製造業の用に供する蒸溜施設
47	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
48	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
49	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
50	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
51	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設
52	34の項から51の項までに掲げる事業以外の有機化学工業製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
53	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(別表第4第2項の表7の項から34の項までに掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
54	火薬製造業の用に供する洗浄施設
55	農薬製造業の用に供する混合施設
56	別表第4第2項の表7の項から34の項までに掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
57	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
58	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
59	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
60	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
61	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
62	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
63	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
64	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
65	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
66	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
67	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
68	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
69	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
70	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
71	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
72	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
73	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

74	酸又はアルカリによる表面処理施設
75	電気めつき施設
75 の2	エチレンオキサイド又は1,4—ジオキサンの混合施設(前各項に該当するものを除く。)
76	洗濯業の用に供する洗浄施設
77	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
78	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
79	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
80	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が400平方メートル未満の事業場に係るもの及び81の項に掲げるものを除く。)
81	自動式車両洗浄施設
82	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。)
83	下水道終末処理施設
84	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設(処理能力が1日5トン以下の焼却施設を除く。)
85	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しないものを除く。))をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から13号までに掲げる施設
86	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(1の項から85の項に該当するものを除く。)
87	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(1の項から86の項に該当するものを除く。)
88	特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定するものをいう。)から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(82及び83の項に掲げるものを除く。)

3 騒音に係る施設

次に掲げる施設とする。

1	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) ロ 製管機械(スピニングマシンを含む。) ハ ベンディングマシン(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス ホ 機械プレス(呼び加圧能力が117キロニュートン以上のものに限る。) ヘ セン断機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ ブラスト ヌ タンブラー ル 製鋁機 ヲ 製釘機 ワ 高速度切断機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) カ 平削盤 コ 型削盤 タ 研摩機(手動グラインダー、及び平削研磨機を除き、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) レ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
4	粉碎機 イ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ロ 食品加工用粉碎機 ハ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。)
5	繊維機械 イ 織機 ロ 紡績機械 ハ 編組機 ニ ねん糸機
6	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練容量が100キログラム以上のものに限る。)
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。) ヘ かな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチックハンマー

13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗淨機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー(重油使用量が毎時10リットル以上のものに限る。)
19	走行クレーン イ 天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が4.5キロワット以上のものに限る。) ロ 門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が4.5キロワット以上のものに限る。)
20	集じん機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
21	冷凍機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
22	空調機(電気式のものにあつては圧縮機の定格出力が2.25キロワット以上のものに、ガスエンジンのものにあつてはエンジンの定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
23	原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) イ ディーゼルエンジン(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) ロ ガソリンエンジン(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
24	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
25	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法「昭和35年法律第105号」第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設
26	精米機
27	遠心分離機
28	自動臼

4 振動に係る施設

次に掲げる施設とする。

1	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス ホ 機械プレス ヘ せん断機(原動機の定格出力1キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。)
3	粉碎機 イ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。) ロ 食品加工用粉碎機 ハ その他の用に供する粉碎機(粉碎機及び摩砕機を含む。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートプラント(コンクリート製品製造機械に限る。)
6	合成樹脂用射出成形機
7	冷凍機(原動機の定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。)
8	空調機(電気式のものにあつては圧縮機の定格出力が4.5キロワット以上のものに、ガスエンジンのものにあつてはエンジンの定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。)
9	原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) イ ディーゼルエンジン(原動機の定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。) ロ ガソリンエンジン(原動機の定格出力が4.5キロワット以上のものに限る。)
10	精米機
11	遠心分離機
12	自動臼
13	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
14	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
15	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
16	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

5 悪臭に係る施設

次に掲げる施設とする。

1	食料品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 乾燥施設 ロ 粉碎施設 ハ 煮熟施設 ニ 揚物製造施設
2	繊維工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 樹脂加工施設 ロ 漂白施設 ハ 植毛施設 ニ 乾燥施設
3	木材若しくは木製品又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール又はアスファルトの含浸施設 ロ 吹付塗装施設 ハ くん蒸施設 ニ 漂白施設
4	印刷の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ グラビア印刷施設 ロ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 反応施設 ロ 精製施設 ハ 抽出施設 ニ 電解施設 ホ 重合施設 ヘ 蒸発濃縮施設 ト 乾燥施設 チ 培焼施設 リ 混合施設 ヌ 分解施設 ル 合成施設 ヲ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 加硫施設 ロ 混練施設
7	窯業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 溶融施設 ロ 焼成施設 ハ 乾燥施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品又は機械器具の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 非鉄金属溶融施設 ロ 溶融めつき施設 ハ 電気めつき施設 ニ 酸洗施設 ホ エッチング施設 ヘ 吹付塗装施設 ト 乾燥焼付施設
9	1の項から8の項に掲げるもの以外の製品の製造等の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 吹付塗装施設 ロ 乾燥焼付施設 ハ 電気めつき施設
10	肥料又は飼料の製造に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 粉碎施設 ロ 乾燥施設
11	廃棄物の処分の用に供する施設